～未来へつなぐまちづくりのために～

大牟田市財政構造強化指針

平成23年8月策定

平成30年8月改定

（目　　次）

Ⅰ. 改定理由 ―――――――――――――――――――――――――――― 1

Ⅱ. これまでの検証 ―――――――――――――――――――――――― 1

＜Ⅱ－1＞目標達成の状況
＜Ⅱ－2＞ルールの遵守状況
＜Ⅱ－3＞目標及びルールの遵守状況　－総括－

Ⅲ. 今後の財政収支見込み ―――――――――――――――― 9

Ⅳ. 基本方針 ―――――――――――――――――――――――――― 12

Ⅴ. 目標値の追加及び変更 ―――――――――――――――――― 13

Ⅵ. 具体的な取組みの追加、ルールの追加及び変更 ―――――― 14

＜Ⅵ－1＞投資の「選択」と「集中」による財源の確保
＜Ⅵ－2＞歳出構造の改革
＜Ⅵ－3＞公債費の抑制
＜Ⅵ－4＞基金残高の確保
＜Ⅵ－5＞特別会計の健全化

Ⅶ. 終わりに ―――――――――――――――――――――――――― 19

Ⅰ．改定理由

本市が、平成23年8月に財政構造強化指針を策定して以来、7年が経過しました。その間も、人口減少・少子高齢化はますます加速し、多くの自治体が厳しい財政状況に直面しています。

本市では、これまでの行財政改革の取組みによる人件費や公債費の抑制と、国による地方交付税の臨時的な上乗せなどにより、実質収支の黒字が継続しています。しかしながら、高齢化の進展により、扶助費や繰出金の増加が続いており、財政の健全性を示す経常収支比率や実質公債費比率等の財政指標は、依然として、本指針で目標としていた数値に到達していません。

また、今後においても、市税収入の大幅な増加は望めず、扶助費等の増加が続くとともに、老朽化している公共施設の維持改修、更新等に多額の財源が必要となるなど、今後の財政状況は、より厳しくなることが想定されます。

こうした厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営のため、市税収入をはじめとする歳入の確保と更なる歳出削減の取組みを継続しながら、一方で、人口減少の抑制に向け、いかに未来への投資を行い、新しい芽を育てていくのかが問われています。

今ここで強化指針を見直すことは、一時的な取組みに頼ることなく、収支均衡を継続させ、同時に未来への投資を行えるような基礎体力を強化するために、必要と考えます。いままでの100年から、これからの100年へと健全な財政運営というバトンをつなぐための道標として、本指針の見直しを行います。

Ⅱ．これまでの検証

財政構造強化指針では、今後の財政運営の道標として9つのルールを掲げ、実質収支黒字の継続などの各目標を達成するべく取組みを行ってきました。

＜Ⅱ－1＞　目標達成の状況

【目標】
① 実質収支の黒字を継続すること
　⇒　8年連続の黒字
②財政調整基金を一定額（標準財政規模の10％程度の残高）確保すること
　⇒　目標値に近づいたものの、類似団体や近隣自治体と比べると少ない状況
③・④経常収支比率、実質公債費比率を一定の水準（類似団体の平均値）以下に抑制すること
　⇒ 類似団体よりも高い状況

各目標の達成状況は以下のとおりです。

① 実質収支黒字の継続

実質収支については、平成22年度決算で10年ぶりの実質収支の黒字を達成して以降、国による地方交付税の臨時的な上乗せや、財政構造強化指針による取組みにより、平成29年度決算まで8年連続で黒字を確保しています。しかし、平成28年度決

算では財政調整基金からの取崩しを行った上での黒字となっており、また、地方交付税については、地方財政の危機対応のために創設されていた臨時的な歳出特別枠が廃止されるなど、今後はより厳しい財政運営が見込まれます。

② 財政調整基金の積立て（標準財政規模の10％程度の残高の確保）

財政調整基金については、黒字決算が継続しているため、平成23年度以降、毎年度積立てを行っており、平成29年度末時点での現在高は26億12百万円となっています。

本市の標準財政規模は約280億円となっており、概ね計画どおりに取組んでいるといえますが、類似団体や近隣都市と比較すると、まだまだ少ない状況です。

③ 経常収支比率（類似団体平均値）

経常収支比率については、本市、類似団体ともに90％を超える状態で推移していますが、依然として本市は類似団体よりも高い比率となっており、目標の達成はできていない状況です。特に平成28年度決算では99．2％まで悪化しており、財政構造が硬直している状態が続いています。

また、経常収支比率の分子となる経常経費充当一般財源（歳出）の内訳についての推移を見てみると、人件費や公債費の割合が減少している一方で、扶助費や物件費、繰出金が増加しており、経常経費充当一般財源（歳出）の合計については、ほとんど減っていないことがわかります。

《参考：平成21年度決算と平成29年度決算の比較》

財政構造強化指針を策定した際に参考とした平成21年度と、直近である平成29年度決算の性質別内訳を比較してみると、経常経費充当一般財源の推移と同様に、義務的経費のうち、人件費と公債費が減少している一方で、扶助費が増大していることがわかります。類似団体も同様の傾向が見られますが、本市では扶助費の占める割合が既に3割を超えており、繰出金を加えたいわゆる社会保障関連の費用は、市の判断や工夫で減らすことの難しい経費が多くを占めることから、こうした費用の増加により、本市の財政構造の硬直化が一層進んできているといえます。

③　実質公債費比率（類似団体平均値）

実質公債費比率については、財政構造強化指針での市債の新規発行抑制の取組みの結果徐々に改善しており、平成28年度決算（26−28年度3ヵ年平均）においては8．9%となっています。しかし、類似団体との比較では依然として高い水準にあり、目標の達成はできていません。その上、近年においては改善の度合いも縮小し、下げ止まりの傾向となり、平成29年度決算（27−29年度3ヵ年平均）では　9．1%と上昇に転じました。

類似団体平均値

《参考》類似団体等との実質公債費比率の比較（平成28年度）　（単位：%）

類似団体との比較			近隣自治体との比較		
大牟田市	類似団体	差	みやま市	柳川市	荒尾市
8．9	5．0	3．9	5．5	7．9	10．2

※本市と類似団体との差である3．9ポイントを改善するためには、分母（標準財政規模から交付税措置額を差し引いたもの）が240億円台であるため、約9億円の実質的な（交付税措置のない）公債費等の減が必要になります。なお、平成28年度の普通会計の公債費は約55億円です。

＜Ⅱ－2＞ルールの遵守状況

これまで、財政構造強化に向けた目標の達成のため、9つの基本的なルールを設定し、財源の確保や歳出構造の改革を中心とした取組みを行ってきました。それらのルールの遵守状況は以下のとおりです。

ルール①

・使用料・手数料について３年に１度の頻度で検証を行います。

使用料・手数料については、指針での取組みどおり、3年に1度の頻度で受益者負担などの観点から検証を行っています。近年においては、し尿処理手数料について、検証を基に平成29年10月に改定しました。

ルール②

・経常経費の枠配分を継続して実施します。
・まちづくりのために必要な事業を別枠で予算措置します。

経常経費の枠配分については、現在まで継続して実施しており、平成24年度予算から平成29年度予算にかけては、前年度比1%～3%の削減を行うことで、歳出予算の一般財源ベースで計2億8千万円の経常経費の抑制を行ってきました。これ以前においても枠配分の削減を行いながら経常経費の抑制に努めてきましたが、一方で法改正などによる新たな業務に伴う経費など増加しているものもあり、これ以上の抑制は難しくなっています。

もう一つのルールである、まちづくりのために必要な先進的あるいは独創的な事業については別枠で予算措置していましたが、平成28年度より第5次総合計画がスタートし、毎年度アクションプログラムのローリングを行うことになったことから、こうした事業についても、アクションプログラムの中で検討することとしました。

ルール③

・公共施設の維持補修を計画的に実施します。
・大規模な維持補修費を別枠で予算措置します。

公共施設の維持補修を計画的に実施していくことができるように、公共施設維持管理計画を策定しました。また併せて、一般施設の長寿命化など大規模な維持補修費については、継続して別枠による予算措置を行い、施設の長寿命化を図っています。しかしながら、厳しい財政状況であることから、十分な予算措置はできていない状況です。

一般長寿命化計画における予防保全工事計画額及び予算計上額　（単位：百万円）

	27年度	28年度	29年度	30年度
計画額	318	423	339	325
予算計上額	318	250	213	272

ルール④

・「職員配置適正化方針２０１１」に掲げる目標数値の確実な達成に向け、新規採用を抑制（退職者の３分の１以内の採用）します。
・嘱託員等の活用とともに、さらなる事務事業見直しにより、総人件費を抑制します。

「職員配置適正化方針2011」に基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間にかけて158人の削減を行い、職員数の適正化及び人件費の抑制に努めてきました。平成28年度からは 「職員配置適正化方針2016」を策定し、20年後の職員数を600人と想定し、更なる職員数の適正化を進めているところです。また、事務事業の見直しについては、機構改革による業務の効率化や嘱託員等の活用などにより、総人件費の抑制に取組んできました。

しかし、近年は行政課題が複雑多様化しており、職員減少化における簡素で効率的な組織機構の見直しや業務最適化計画に基づく業務外部委託化や ICT、RPA などによる業務量の削減が課題となっています。

ルール⑤

・市債の新規発行額を元金償還額の３分の２以内にします。

市債の新規発行額について、計画に基づき抑制してきています。こうした市債の発行額抑制により、後年度の公債費の減少につながっており、市債発行の基準となる元金償還額も年々減少してきています。平成30年度当初予算においては、以前借り入れていた市債の償還終了などに伴い基準となる元金償還額が大きく減少したことに加え、早急に実施すべき大型事業が重なったことから、ルールを遵守することができませんでした。

今後も、公債費の抑制の一方で、まちづくりに向けた投資や、道路や橋梁といったインフラを含む公共施設の維持改修など、最低限の投資は必要であり、財源となる市債の発行も一定程度必要です。

一方で、28年度末の臨時財政対策債を除く市債残高は、類似団体平均219億円に対し、本市は285億円となっています。将来世代への負担の軽減という観点から、市債残高を抑制する必要もあります。

ルール⑥

・退職手当債の借入額＝退職手当の額－９億円

ルール⑧

・職員退職手当積立基金の積立額＝９億円－退職手当の額

退職手当に関するルールについては、基準に基づき職員退職手当積立基金への積立てまたは基金からの取崩しを行ってきました。

なお、職員退職手当積立基金への積立基準額については平成23年8月の財政構造強化指針策定時点では10億円としていましたが、退職者数の推移や近年の退職手当の金額見直しが行われたことから、平成27年度より、基準額を9億円に見直しました。また、退職手当債については、発行要件の緩和措置が終了したこともあり、平成23年度以降借入を行っていません。

	H25	H26	H27	H28	H29
退職手当	10.3	12.5	7.5	5.9	7.9
積立額	0.0	0.0	2.3	3.5	1.3
取崩額	1.1	1.3	0.0	0.0	0.0
基金残高	1.3	0.0	2.3	5.8	7.1

ルール⑦

・決算剰余金の２分の１を財政調整基金に積立てます。

平成22年度決算より黒字を継続しているため、各年度の決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積立てを行っています。ただし、平成28年度決算の黒字額については、財政調整基金より取崩しを行った上での黒字であったことから、全額を財政調整基金に積戻しています。

《参考：財政調整基金現在高の推移》　（単位：億円）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
年度末残高	14．7	20．8	23．1	25．9	26．1

ルール⑨

・３年に１度の頻度で特別会計の財政収支の検証を行います。

毎年度の予算編成の段階において、特別会計の財政収支の検証及び繰出金について協議を行っており、特別会計の健全化と繰出金の適正化に努めてきました。

国民健康保険会計については、23年度に策定した財政安定化計画を基に、介護保険会計については、3年に1度の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせてそれぞれ検証を行ってきました。また、水道事業会計や下水道事業会計については、新水道ビジョンなどの策定に際し、持続可能な事業運営を行うための検証を行うとともに、繰出金について経営状況並びに一般会計からの適正な負担という観点から見直しを行ってきました。

＜Ⅱ－3＞目標及びルールの遵守状況－総括－

目標達成のために設定した9つのルールのうち、ルール⑤の「市債の新規発行額を元金償還額の３分の２以内にする」というルールを除き、遵守できています。

今後も基本的なルールの継続を行っていきますが、ルール⑤については、基準となる元金償還額が年々減少しています。このため、市債の発行可能額も年々減少していますが、一定の投資が必要である以上、市債の発行額をいつまでも減らし続けることはできないため、経常経費の抑制という観点と、未来に向けた投資などの必要性を勘案し、ルールの見直しをする必要があると考えます。

このように、目標達成に向けルールの遵守に取組んでいますが、目標について達成できていないものがあります。

目標のうち、実質収支の黒字は継続しており、今後も継続していく必要があります。財政調整基金残高は、目標値に近づいたものの、類似団体や近隣自治体と比べるとかなり少ない状況です。経常収支比率や実質公債費比率は、依然として類似団体よりも高い状況であり、安定した財政運営に向け、財源の確保、歳出削減、新規の市債発行額の抑制などを引き続き行っていく必要があります。

Ⅲ. 今後の財政収支見込み

平成29年度決算（見込み）では、実質収支で2億1千万円、8年連続の黒字となりました。黒字となった主な要因としては、法人市民税が一部企業の臨時的な収益などにより市税全体としても5億9千万円の増となったことがあげられますが、平成30年度以降はこの臨時的な法人市民税の増は見込めないものとなっています。また、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税については、1千2百万円の増となっていますが、地方財政の危機対応のための歳出特別枠が廃止されること、更なる歳出抑制に向けたトップランナー方式の動向などもあり、今後の状況は非常に厳しいものと考えられます。一方で、歳出のうち扶助費については、生活保護費の減少などもあり大幅な増とはなっていませんが、障害者福祉サービス給付費の増加に加え、子育て支援の充実により保育所等児童保育費や幼稚園等施設給付費が増加しています。

黒字は継続しているものの、歳入の大幅な増加は期待できず、扶助費や繰出金の増加は今後も続くことが想定されることなどから、厳しい財政状況であることに変わりありません。

今後の財政状況の見通しについて把握するため、平成29年度決算見込及び30年度普通交付税決定額をベースに以下のとおり財政収支試算を行いました。

（1）財政収支試算前提条件

① 歳入について

・市税

人口減少による納税義務者の減少

土地の下落傾向　　等を勘案し推計しています。

・普通交付税

平成30年度決定額をベースに、市税等の動向を見込んだ上で、これらを含んだ一般財源総額が減少していくと見込んで推計しています。また、過疎対策事業債の元利償還見込額の70%については、交付税措置があることから、この分については別途加算しています。

② 歳出について

・人件費

職員配置適正化方針2016に基づいた職員数の推移を参考に、職員給与及び退職手当を見込んでいます。

・扶助費

人口減少に伴い、児童手当等の扶助費は減少していくものとして見込んでいるものの、生活保護費、障害福祉サービス給付費、保育所委託料等は横ばいで見込んでいます。

・公債費

今後想定される主な事業により推計しています。

・投資的経費

平成31年度までのアクションプログラムに計上している事業をベースに推計しています。

※平成31年度に予定されている消費税増税の影響は含んでいません。

※現在検討を進めている事業（市庁舎、体育館、高泉市営住宅（Ⅲ期））については、試算の中には含んでいません。

（2）財政収支試算

【歳　入】　（単位：百万円）

区分＼年度	30	31	32	33	34	35
市　　税	14,023	14,037	13,914	13,533	13,486	13,398
地方交付税	11,657	12,028	11,824	12,096	12,235	12,329
国県支出金	15,675	16,185	15,351	15,225	15,006	14,993
地　方　債	4,772	4,362	3,412	2,868	2,680	2,680
そ　の　他	7,567	7,428	7,741	7,625	7,563	7,503
歳入合計	**53,694**	**54,040**	**52,242**	**51,347**	**50,970**	**50,903**

【歳　出】　（単位：百万円）

区分＼年度	30	31	32	33	34	35
人　件　費	8,757	8,452	8,882	8,388	8,549	8,397
扶　助　費	18,013	18,224	18,495	18,590	18,691	18,662
公　債　費	4,613	4,891	4,966	5,003	4,963	4,911
補助費等	5,674	5,309	5,149	5,070	4,853	4,941
繰　出　金	6,027	6,047	6,127	6,170	6,212	6,255
投資的経費	4,535	4,425	2,333	1,587	988	989
そ　の　他	7,099	7,455	7,181	7,493	7,311	7,436
歳出合計	**54,718**	**54,803**	**53,133**	**52,301**	**51,567**	**51,591**

【収支】　（単位：百万円）

区分＼年度	30	31	32	33	34	35
実質収支	△ 814	△ 763	△ 891	△ 954	△ 1,301	△ 1,990
単年度収支	△ 1,024	△ 763	△ 891	△ 954	△ 597	△ 688

※赤字額分は財政調整基金からの取崩しを想定。

財調基金残高	1,904	1,141	250	0	0	0

【今後の見通しと課題】

これまで、実質収支の黒字は継続していますが、法人市民税や地方交付税の臨時的な増等による影響が大きく、また財政調整基金からの取崩しも行っており、厳しい財政状況であることに変わりありません。

今後は、少子高齢化の影響を受け、歳入面での市税収入の大幅な増加は期待できず、地方交付税についても国の動向次第で、更に抑制される可能性があります。歳出面においては、これまでの取組みにより、人件費や公債費については一定の削減効果が現れているものの、子育て支援策の充実や高齢化の進展に伴い扶助費や繰出金の増加傾向は続くことが想定されます。類似団体と比較すると経常収支比率は依然として高く、財

構造は一層硬直化が進んでいる状況です。

また、上記の収支試算には、現在検討を進めている事業（市庁舎、体育館、高泉市営住宅（Ⅲ期））は含んでいません。今後これらの大型事業を全て行った場合、平成35年度で実質収支が40億円近い赤字、平成41年度には70億円を超える赤字となることも見込まれます。このほか、学校再編整備事業、ごみ処理施設建設事業等についても検討中であり、これ以上の財源不足が見込まれるため、本市の財政状況から、これらの大型事業を5年から10年という短い期間で実施していくことは非常に困難と考えます。

持続可能な財政運営のため、これまで以上の財源確保や歳出削減の取組みを行う一方で、喫緊の課題である人口減少対策についても、事業の必要性、優先度、後年度の財政負担などを見極め、選択と集中を行いながら取組んでいく必要があります。

Ⅳ. 基本方針

次の世代に負担を先送りすることなく、将来にわたって持続可能な財政運営を構築するためには、未来に向けた投資を行いながらも、行財政改革などにより歳出の削減も図っていく必要があり、両者のバランスを見極めることが重要です。そのため、本市では、3つの基本方針を以下のとおり定め、財政健全化の取組みを行っていきます。

（1）持続可能な財政運営を行います

財政状況が厳しさを増す中、持続可能で安定した財政運営を行うためには、歳入に応じた歳出とすることで、収支均衡を継続する必要があります。歳入の確保の面においては、市税等の収納率の維持向上や受益者負担の適正化等の取組みを進めます。歳出の削減については、外部委託の推進や執行体制の見直し、既存事業の廃止・縮小を行う等、歳出全般にわたって更なる見直しを行います。

（2）未来に向けた投資を行います

現役世代を始め、子や孫といった次の世代が、本市で暮らしつづけたいと思える魅力的なまちでありつづけるためには、子育て支援策や教育の充実、産業の多様化、雇用の場の確保など未来に向けた投資を積極的に行う必要があります。毎年度、市民ニーズや事業効果等から事業の優先度により、アクションプログラムのローリングを行いながら、「選択」と「集中」の考えの下、限られた資源を重点的に投下することで、次の世代に選ばれるまちづくりを行っていきます。

（3）将来世代への責任を果します

平成30年度以降の収支試算では、大幅な財源不足が見込まれることから、これまでと同様の行政サービスを維持することが困難になることも想定され、公共施設の統廃合や、市民サービスの縮小などについても検討していく必要があります。こうしたことから、人口減少が進む中にあっては、未来に向けた投資を行っていく一方で、将来世代へ負担を先送りしないための取組みを行っていかなければなりません。

多くの市民が利用する施設についても、新設、建替えは難しくなっていることから、維持・長寿命化のための予防保全工事を実施する一方で、施設の統廃合による保有規模を縮小するとともに、維持管理費の縮減についても並行して行います。

また、将来においても、その時代に応じたまちづくりを行っていけるよう、過大な投資により大きな財政負担を残さないため、新規の市債発行額を抑制し、市債残高の縮減に努めていきます。

さらに、今後の社会変動や緊急課題に対応するほか、年度間の財源調整という観点からも、財政調整基金をはじめとする各種基金の残高の確保、効果的な活用を図ることで、将来世代への責任を果します。

Ⅴ．目標値の追加及び変更

本市では、なお一層の財政構造の強化に向け、一定の基準を持ち取組んでいく必要があるため、目標値を設定しています。

目標のうち、実質収支の黒字は継続しており、今後も継続していく必要があります。財政調整基金残高は、目標値に近づいたものの、類似団体や近隣自治体と比べるとかなり少ない状況です。経常収支比率は依然として類似団体よりも高い状況であり、政策的な投資余力を確保するためにも、財源の確保、歳出削減、新規の市債発行額の抑制や市債残高の縮減を引き続き行っていく必要があります。実質公債費比率は、類似団体と比べて高い状態にあります。

加えて、今回の見直しにあたっては、将来世代の負担を一方的に増大させることを避けるという観点から、新たに市債残高についても、類似団体を参考に目標値を設定する必要があると考えます。

こうしたことから、下記のとおり目標値を見直すこととします。

【これまでの目標】

1．実質収支の黒字を継続すること
2．財政調整基金を一定額確保すること
3．経常収支比率、実質公債費比率を一定の水準以下に抑制すること

【見直し後の目標】

1．実質収支について、引き続き黒字を継続します。
2．財政調整基金残高について、類似団体平均値である40億円の確保を目指します。
3．経常収支比率について、類似団体平均値を目標としつつ、まずは95%を目指すこととします。
4．実質公債費比率について、引き続き、類似団体平均値を目指します。
5．市債の残高について、臨時財政対策債を除き300億円を超えないこととします。

Ⅵ. 具体的な取組みの追加、ルールの追加及び変更

＜Ⅵ－Ⅰ＞投資の「選択」と「集中」による財源の確保

一般的に地方財政は自主財源の割合が多いほど、安定的な財政運営を行うことができると言われていますが、本市の自主財源と依存財源の割合は、4：6となっていて、地方交付税などの国・県からの財源に大きく依存しています。このため、自主財源の確保が課題となっており、課題解消に向けた取組みを継続して行っています。

（1）地域活性化及び地域資源の活用による収入増加

税収の確保や交流人口の増加、それに伴う経済効果など地域の活性化を図る観点から、市内に存在する様々な資源を有効活用しながら、新たなまちづくりへの投資を行います。

また、本市がこれまで培ってきた地域の特性や資源を生かし、新しい社会や地域のニーズを捉えた**多様な企業・産業の創出・育成や、地場産業に対し競争力強化のための支援**を行います。併せて、**積極的な企業誘致を継続**して行っていきます。

こうした取組みにより、魅力ある雇用の場の確保を図り、移住定住にもつなげていきます。

（2）市税等の収納率の維持向上

生産年齢人口の減少などにより市税収入の減少傾向が続くと想定される中、市の収入の基盤となる市税を始めとする自主財源を確保していくことが、ますます重要となっています。本市は、高い収納率（平成29年度現年分の市税収納率99．0%）を維持していますが、地方交付税の算定において、全国上位3分の1が達成している収納率が標準的な収納率として反映されることから、これまで以上の収納率の向上に取組む必要があります。

また、使用料や手数料といった市税以外の収入についても、負担の公平性の観点から法令に基づく厳正な事務処理を徹底するなど、**積極的な収納対策**を行うことで収納率の向上を図ります。

（3）受益者負担の適正化

行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性については、利益を受ける人が応分の負担をすることで、負担の公平性が確保されています。このため、使用料・手数料について、適正な負担割合となっているかを「使用料・手数料の適正化のためのガイドライン」によって3年に1度の頻度で検証を行い、必要に応じて改定を行います。

ルール①（継続）

・使用料・手数料について、3年に１度の頻度で検証を行います。

（4）その他の歳入確保策

事業の構築の際には、国・県の補助のみではなく、**各種団体の助成金等の獲得、GCF（ガバメントクラウドファンディング）**など、財源確保に向けたあらゆる方策を最大限活用していきます。

また、ふるさと納税の制度については、地元産品等のPRや販路・消費拡大につながるため、地域資源の活用及び地域経済の活性化のための手段であるとともに、自主財源確保のための重要な手段です。本市への寄付額が他自治体よりも少ないことや、寄付額よりも市外へ寄付された場合の市税減収額が多い現状を踏まえ、全庁的な連携を図り、魅力的な返礼品の充実や効果的なPR方法の導入などにより、**更なるふるさと納税の確保**を図ります。

そのほか、公共公用施設、市が行っている事業を活用し、新たな広告収入等の収入の確保に向けての取組みを検討します。

＜Ⅵ－２＞歳出構造の改革

人口減少が進み、財源が縮小していく中にあっては、既に実施している事業に加え、新たな事業や事業費の増額が必要となる場合に、全体として確保できる財源を見極めながら、限られた資源をいかに重点的に投下していくかを検討していく必要があります。

（1）政策経費の確保

次の世代が、本市で暮らしつづけたいと思える魅力的なまちでありつづけるためにも、未来に向けた投資を行っていく必要があります。しかしながら、今後の厳しい財政状況を踏まえると、これまで以上の財源確保は難しい状況です。そこで**新たな事業や事業費の増額「ビルド」にあたっては、必要な財源と同等以上の事業の廃止や事業費の縮減「スクラップ」が必要**です。アクションプログラムのローリングの中で、更なる「選択」と「集中」を行い、政策経費の確保を図ります。

ルール②（新規）

・新規事業や事業費の増額に対して必要な財源については、事業の廃止や事業費の縮減により確保します。

（2）公共施設維持管理計画に基づいた施設の総量抑制

本市の公共施設は老朽化が進んでおり、施設の大規模改修や更新が必要な時期を迎えています。しかしながら、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえると、将来見込まれる多額の維持改修・更新費用の確保は困難であり、全ての施設を保有し続けることは不可能です。このため、公共施設維持管理計画に基づき、**今後も使い続ける施設については長寿命化を図る**一方で、維持改修・更新費用並びに管理運営費の抑制のため、各施設の現状を見据え、類似機能を有する施設の統廃合など、**個別施設の具体的な方向性を示しながら、施設総量の縮減**を図ります。

ルール③（変更）

・公共施設の統廃合を計画的に進めます。
・公共施設の長寿命化のための予算を確保します。

（3）経常経費の抑制

経常経費については、これまでの枠配分の削減により、更なる削減は難しくなっています。しかしながら、経常経費に充当できる一般財源も減少傾向にあるため、**枠配分については継続**していく必要があります。併せて、今後の厳しい財政状況を踏まえると、必要な行政サービスであっても現状のまま維持することが困難になることも考えられることから、経常経費の中で取組んでいる事務事業について、改めてゼロベースの視点で検証し**、事業の優先度により、事業の廃止・縮小**を行うとともに、外部委託化、ICT の導入などで経費の削減や業務の効率化を図ることで、経常経費の削減を行います。

ルール④（継続）

・経常経費の枠配分を継続して実施します。

（4）職員配置適正化方針に基づく総人件費の抑制

「職員配置適正化方針2016」に基づき、限られた行政資源のもと、簡素で効率的かつ、安定した行政運営を行うため、職員数の適正化を図り、人件費を抑制します。

なお、職員数の適正化に当たっては、**多様な任用形態の活用やスクラップアンドビルドを基本とした事務事業見直しを推進することで、総人件費についても抑制**します。

さらに、「職員減少下における行政組織・機構の整備」に合わせた事務事業見直しや事務、会議の効率化など、少数の職員でも効率的な行政運営を行うための業務の見直しを職員自らが積極的に考え実行していくことにより、業務量についても縮減を図ります。

なお、平成32年度に新設される会計年度任用職員制度や職員の定年延長に関しては、総人件費の影響も見込まれることから、ルールの見直し等を含め検討を行うこととします。

ルール⑤（継続）

・職員配置適正化方針２０１６に基づく職員数の適正化を行います。

（5）増加する社会保障費への対応

生活保護や障害福祉サービスあるいは児童保育や児童手当などに係る扶助費と、国民健康保険会計、介護保険会計に対する公的負担となる繰出金、いわゆる社会保障費については、少子高齢化の進展や子育て支援策の充実などにより、年々増加しています。必要となる福祉サービスなどの給付が前提となりますが、増加する社会保障費への対応は喫緊の課題であるため、適正給付の推進や健康づくり事業の推進、後発医薬品使用の促進による医療費の抑制、健診受診率の向上などにより、更なる適正化も含め対応を図ります。

＜Ⅵ－３＞公債費の抑制

（1）市債残高および公債費の抑制

本市では、これまでの指針において市債の新規発行額を元金償還額の３分の２以内にするという取組みを行ってきたため、公債費は一定程度縮減が図られてきています。

近年は、市債全体に対し、交付税措置が行われる臨時財政対策債と過疎対策事業債以外の割合が低くなってきています。そのため、市の実質的な負担は減少してきているといえますが、現行のルールでは市債を新たに発行できる金額が年々少なくなっています。

公債費については今後も抑制していく必要がありますが、その一方で未来に向けた投資や公共施設の維持改修も行っていく必要があることから、**市債の新規発行額について、元金償還額の3分の2以内から、元金償還額以内と見直します**。ただし、臨時財政対策債と過疎対策事業債の７割については、交付税措置があることから、これまでどおり、元金償還額と市債の新規発行額から除くこととします。

ルール⑥（変更）

・市債の新規発行額を元金償還額以内にします。

＜Ⅵ－４＞基金残高の確保

本市では、これまでの財政構造強化指針に基づいた取組みによって、計画的に基金の積立てを行ってきました。しかし、経済状況の悪化に伴う市税の大幅な減収や不時の支出増加に対処し、中･長期的な視野に立った安定的な財政運営を行っていく上では今後も引続き積立てを行っていく必要があることから、下記の基金を計画的に積立てます。また、これ以外の基金について、基金の内容に応じた残高の確保に努める一方で、更なる有効活用を図ります。

（1）財政調整基金残高の確保

財政調整基金については、引き続き決算剰余金の2分の1の積立てを行っていくことで、経済状況の悪化などに伴い財源が著しく不足する年度に備えます。平成28年度については、災害対応などにより財源不足に陥ったことで初めて財政調整基金から7千万円の取崩しを行い、黒字を確保しました。財政調整基金はこうした突発的な年度間の財源の不均衡などを調整するためにも必要です。

今後も経済状況や頻発する自然災害などに備え、一定程度の積立てを行っていくことが必要です。目標としては、平成28年度決算時の**類似団体の平均である40億円**とします。

ルール⑦（継続）

・決算剰余金の２分の１を財政調整基金に積立てます。

（2）退職手当積立基金の確保

退職手当積立基金について、財政構造強化指針では今後10年間の退職手当見込額を参考に基準を設定していますが、平成30年度以降の基準については、今後10年間の退職手当見込額を勘案し、基準額を9億円から**8億円に引き下げます**。各年度においてその基準を越える場合は取崩しを行います。

なお、職員の定年延長に関しては具体的な内容が決まっていないため、定年延長の内容が決まった後にこのルールを見直すこととします。

ルール⑧（変更）

・職員退職手当積立基金の積立額＝８億円－退職手当の額

（3）庁舎等建設積立基金の確保

本庁舎は、築80年が経過し、耐震性についても倒壊の危険性があるため、近い将来改修や建替え等について検討をしていかなければなりません。特に、東日本大震災及び熊本地震では防災及び復旧復興の拠点としての庁舎の役割がいかに重要であるかが再認識されたことから、安心･安全なまちづくりの推進のため、庁舎等建設積立基金を計画的に積立てます。なお、平成29年度末時点での残高は18億89百万円です。

今回の見直し時点では、整備手法について検討を行っており、できる限り有利な財

源の検討を行っていきますが、いずれにしても多額の一般財源が必要な状況です。こうしたことから、**30億円を目標に積立てを行う**こととします。

＜Ⅵ－５＞特別会計の健全化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されて以降、国民健康保険会計や水道事業会計などの特別会計については独立採算を徹底し、健全化を図ってきたところです。しかしながら、人口減少、高齢化の進展や施設の老朽化等から、収入の減少とともに、負担は増加する傾向にあり、厳しい財政運営が続いています。こうしたことから、特別会計について収入確保と経費削減に取組み、健全化を図っていきます。

なお、一般会計から特別会計への繰出金については、受益者が特定される特別会計に対して一般会計からの税金等で負担することであり、言い換えれば、利益を受けない人も負担していることになります。そのため、負担の公平性確保の観点から繰出金（一般会計の税金）で負担すべき部分を明確にします。

また、国民健康保険会計や介護保険会計等については、疾病予防・健康づくりなど、長期的な観点からの医療費軽減に努め、適正な給付のための取組みを推進していきます。

ルール⑨（継続）

・３年に１度の頻度で特別会計の財政収支の検証を行います。

Ⅶ. 終わりに

本市は、平成29年に市制100周年を迎えました。節目の今、本市が選ばれるまちになるためには、目まぐるしく変化する時代に対応しなければなりません。頻発する自然災害や、社会情勢の変化の中で市民のニーズに柔軟にこたえていくためには、想定外の支出が必要になることも考えられます。これまでも、安定的な財政運営に向け、さまざまな取組みを行ってきましたが、より強固な財政基盤を確立すべく、限られた財源を効果的かつ効率的に配分することで、市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくりを実現していきたいと考えています。

参考資料

◆財政用語の解説

No	用　　語	意　　味
1	財政調整基金	予期せぬ収入減や不時の支出増加等に備え、財源に余裕のある年度に積立てるお金のこと。 決算において剰余金が生じた場合、その2分の1以上を財政調整基金として積立てるか、地方債の繰上償還に充てなければならないと地方財政法第7条に規定されている。
2	前年度繰上充用金	前年度の歳入が歳出に対して不足する場合（実質収支の赤字）に、その不足分を翌年度予算から支出し、補填するお金のこと。その財源としては、翌年度の歳入を充てることとなる。本市では、平成21年度において382，978千円の赤字が出ていたため、この額を平成22年度予算から支出している。平成22年度以降は黒字が継続しているため、平成23年度以降、前年度繰上充用金の支出はない。
3	標準財政規模	単年度において、経常的に収入が見込まれる市税、譲与税、普通交付税等の一般財源の規模を示した金額のこと。
4	財政健全化判断比率	地方公共団体の財政状況が健全かどうかを測る指標のこと。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定されている。下記①～④の4つの指標で構成され、それぞれの指標が一定の基準を超えた場合に、早期健全化団体、財政再生団体の指定を受ける。
	早期健全化団体	財政が破綻する一歩手前の状態にあると判断される地方公共団体のこと。借金返済のための財政健全化計画を作り、外部の財務監査を受ける必要も出てくる。自治体財政健全化法の施行で、平成20年度決算から適用されるようになった。下記①～④の 4 つの指標のうちどれか一つでも一定の基準を超えた場合に指定される。

4	財政再生団体		財政が破綻したと判断され、国の管理下で再建に取組む地方公共団体のこと。下記①～③の3つの指標のうちどれか一つでも一定の基準を超えた場合に指定される。
	①	実質赤字比率	標準財政規模に対する、一般会計等の実質赤字額の割合のこと。 （一般会計等とは） 一般会計及び特別会計のうち、公営企業会計、介護保険事業等の各事業の収入をもって費用を賄うべき事業に係る特別会計を除いた会計のこと。 （実質赤字額とは） 前年度繰上充用金、支払繰延額（前年度執行した事業で支払いのみ当該年度で行う額）、繰越金（前年度から繰越した事業に係る予算額）の合計額のこと。 【算出方法】 $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\ (\%)$ ※　市町村は財政規模に応じ　11．25～15%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、20%以上になると「財政再生団体」となる。
	②	連結実質赤字比率	標準財政規模に対する、企業会計を除く全会計の実質赤字額と、企業会計の資金不足額の合計の割合のこと。 【算出方法】 $\frac{\text{企業会計を除く全会計の実質赤字額} + \text{企業会計の資金不足額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\ (\%)$ ※　市町村は財政規模に応じ16．25～20%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、30%以上になると「財政再生団体」となる。

4	③	実質公債費比率	標準財政規模に対する、市債の元利償還金と準元利償還金からその支払いに充当できる財源等を差し引いた金額の割合のこと。この割合が高いほど、公債費に係る支出が多いことを示す。 （準元利償還金とは） 市債の元利償還金に準ずるもので、公営企業等が起債した元利償還金支払いの財源に充てる、一般会計からの繰出金、負担金等のこと 【算出方法】 $\frac{\text{市債の元利償還金＋企業会計等の準元利償還金 ー（特定財源＋市債の元利償還金・準元利償還金に係る交付税措置見込額）}}{\text{標準財政規模ー（市債の元利償還金・準元利償還金に係る交付税措置見込額）}}$ ×１００（%）の３ヶ年平均 ※　市町村は25%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、35%　以上になると「財政再生団体」となる。
	④	将来負担比率	標準財政規模に対する、一般会計等が将来負担する金額の割合のこと。この割合が高いほど、将来支出すると決まっている金額が多いことを示す。 （一般会計等が将来負担する金額の例） ・市債の総返済額 ・企業会計等に負担するべき金額 ・債務負担行為（複数年かけてある事業に支出すると決めた金額） 【算出方法】 $\frac{\text{将来負担額ー（充当可能金額＋特定財源見込額＋地方債残高等に係る交付税措置見込額）}}{\text{標準財政規模ー（市債の元利償還金・準元利償還金に係る交付税措置見込額）}}$ ×１００（%） ※ 市町村は350%以上になると「早期健全化団体」となる。「財政再生団体」となる基準は定められていない。

5	経常収支比率	経常一般財源収入（地方税、交付税、譲与税等）を、経常経費（人件費、扶助費、公債費等）にどの程度割り当てているかを見る指標のこと。この比率が低いほど、臨時的・政策的経費に充当できる一般財源に余裕があることを示す。 【算出方法】 $\frac{\text{経常経費充当の一般財源の額}}{\text{経常一般財源収入}} \times 100$（%）
6	類似団体	人口と産業構造の2要素の組合せにより、市町村を類型化したもの。本市は「Ⅲ-3」という型に分類される。類型「Ⅲ-3」の選定団体は全国で49団体あり、福岡県内では飯塚市、筑紫野市、春日市の3団体がある（平成28年度現在）。 【「Ⅲ-3」類型の要素】 ・人　口　10万人～15万人 ・産業構造 産業全体のうち、2次・3次産業の占める割合の合計が90%以上で、さらに3次産業のみで65%以上を占める場合。
7	超過税率	標準税率（地方税のうち、地方公共団体が税率を定めるにあたり通常よるべき税率）が定められている地方税に、その税率を超えて設定する税率のこと。